長橋第２保育園　重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当保育園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1　施設設置・運営主体

名　　称	株式会社みんなのみらい計画
所　在　地	岩手県盛岡市本宮字荒屋24番21
電話番 号	091-681-0452
代表者氏名	代表取締役　濵田　和人

2　利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	長橋第２保育園
施設の所在地	大阪市西成区南開 1-7-7
連　　絡　　先	電話番号　06-6562-0016 Ｆ　Ａ　Ｘ　06-6562-0082
施　　設　　長	園長　川口　けい子
対　象　児　童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認　可　定　員	０歳児　 3 人　　１歳児　12 人 ２歳児　18 人　　３歳児　20 人 ４歳児　25 人　　５歳児　25 人
利　用　定　員	満３歳以上の児童　　70 人 満１歳以上満３歳未満の児童　30 人 満１歳未満の児童　　3 人
開 設 年 月 日	令和７年４月１日
事 業 所 番 号	1400001013496

3　施設の目的・運営方針

長橋第２保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

⑴「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

⑵「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

⑶「当園」は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4　当園における施設・設備等の概要

⑴　施　設

敷　地		1,360.55 ㎡
園　舎	構　造	RC 造 一部 2 階建
	延べ面積	1,272.26 ㎡
園　庭		295 ㎡

⑵　主な設備

別紙平面図のとおり

5　提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

⑴　特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記８に記載する時間において、保育を提供します。

⑵　特別支援教育・障がい児保育

地域社会の中で、障がいのあるこどもが仲間と共に育ちあうことを基本的な考え方として、障がい児保育を行っています。

⑶　地域交流活動

地域のこどもたちを保育園行事などに招待して一緒に楽しんだり、保育園の庭で遊んだりします。

⑷　子育て相談事業

子育ての悩みなど電話で受け付けています。

《 受付：月～金　午前 10 時から午後 2 時 》

6　職員の職種、職員数及び職務の内容　令和７年４月１日現在

職　種	職務の内容	職員数	常勤	非常勤	備考
園長	保育園運営をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任級保育士	園長を助け、命を受けて保育園運営業務の一部を補佐、児童の保育等をつかさどる	1	1		
保育士	児童の保育等をつかさどる	16	11	5	
保育補助	保育士の補助業務全般を行う	2		2	
技能職員	給食調理、看護等をつかさどる	5	4	1	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

＜各職種の勤務体系＞

職　種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7 時 30 分～19 時 30 分）のうち、８時間
主任級保育士	正規の勤務時間帯（7 時 30 分～19 時 30 分）のうち、８時間
保育士	正規の勤務時間帯（7 時 30 分～19 時 30 分）のうち、８時間
保育補助	正規の勤務時間帯（7 時 30 分～19 時 30 分）のうち、８時間
技能職員	正規の勤務時間帯（8 時 30 分～17 時 30 分）　８時間

※　ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※　職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7　保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日とします。

ただし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）及び祝祭日は休園となります。

8　保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

⑴　保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19 時 30 分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

⑵　保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8 時から 16 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7 時 30 分から 8 時まで又は 16 時から 19 時 30 分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

9　食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

⑴　食事の提供方法

保育園において、調理を行います。

⑵　食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
０歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
１歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
２歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
３歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
４歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
５歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

※　献立表は毎月別途お知らせします。

⑶　アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

⑷　栄養士の配置状況

当園では、栄養士を配置して、献立の作成や栄養価等の評価を実施し、安全な食の提供に努めております。

※ 食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師の「生活管理指導表」が必要となります。

10　利用料金

⑴　特定教育・保育に係る利用者負担（保育料相当額の施設使用料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料相当額を施設使用料としてお支払いいただきます。

⑵　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

⑴に掲げる保育料相当額の施設使用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

⑶　実費徴収に係る補足給付事業

生活保護世帯に対して、⑵に係る費用のうち教材費、被服費等について月額 2,700 円を上限に申請により助成されます。

11　利用の開始に関する事項

区役所の利用調整に基づき、当園に利用の要請をされた児童の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします。

12　利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

⑴　児童が小学校に就学したとき

⑵　児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

⑶　その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13　嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

⑴　内科

医療機関の名称	ツルミ診療所
嘱 託 医 氏 名	阪本　寛之
所　　在　　地	大阪市西成区長橋 2-5-29
電　話　番　号	06-6568-6131

⑵　歯科

医療機関の名称	川井歯科医院
嘱 託 医 氏 名	川井　宏之
所　　在　　地	大阪市西成区出城3-1-13
電　話　番　号	06-6568-1013

14　緊急時の対応

入園されている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別途提出いただく緊急時連絡票に記載されている緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15　非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機　　有　　・誘　導　灯　　有 ・ガス漏れ報知機　　有　　・非常警報装置　　有 ・その他、カーテン等の防炎処理　　有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月１回以上実施します。

16　虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

⑴　職員に対して虐待防止研修を実施

⑵　虐待防止マニュアルの作成、運用

17　要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者　　川口　けい子 ・ご利用時間　　9：00 ～ 17：30 ・電話番号　　06-6562-0016 ・Ｆ　Ａ　Ｘ　　06-6562-0082 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	氏名：出澤　英樹　TEL：090-2606-3064 氏名：上地　美香　TEL：090-5132-9773

18　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入していただくこととなります。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
補　償　額	（医　療　費）１つの災害につき 5,000 円以上のものについて医療費を支給 （死亡見舞金）補償上限額 3,000 万円　等

※ 詳しくは、別途配付する「独立行政法人日本スポーツ振興センター加入のご案内」を御確認ください。

19　児童の利用状況（毎年度４月１日現在）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
０歳児	3 人	0 人	3 人
１歳児	10 人	12 人	12 人
２歳児	14 人	14 人	17人
３歳児	18 人	16 人	17 人
４歳児	17 人	20 人	14 人
５歳児	16 人	21 人	23 人

20　第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項　目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未実施	2026年度受審予定
自己評価の実施状況	未実施	2026年度受審予定￥

21　子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨
公表・公示された案件はありません。

22　当園における警報発令、地震発生時等の対応について

・暴風警報、暴風雪警報等発表 ・危険警報(大雨・土砂災害・高潮)発表 ・特別警報(大雨・高潮・暴風・暴風雪・大雪・波浪)発表	大阪市域に暴風警報または特別警報が発表された場合、次のとおり対応します。 ・保育開始前に発表された場合 原則として休園します。(ただし、警報が解除された時点で安全に保育が行える状況であれば、保育を再開します。なお、再開時間が10時30分を超えた場合、給食の提供はできません。) ・保育開始後に発表された場合 発表された時点で休所します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。
・大阪市が河川氾濫の「警戒レベル３(高齢者等避難)」以上発令 気象庁が発表する「警戒レベル３相当」は含まない。 ・高潮に関する大阪府市からの早めに避難の呼びかけがあった場合	・保育開始前に発令された場合 避難区域に所在する保育園は休園します。(ただしが解除された時点で安全に保育が行える状況であれば、保育を再開します。なお、再開時間が10時30分を超えた場合、給食の提供はできません。) ・保育開始後に発令された場合 発令された時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。
地震発生時	大阪市内 24 区のうちのいずれか１区でも震度５弱以上を観測した場合、次のとおり対応します。 ・保育開始前に発生した場合 原則として休園します。(ただし、警報が解除された時点で安全に保育が行え状況であれば、保育を再開します。なお、再開時間が10時30分を超えた場合、給食の提供はできません。) ・保育開始後に発生した場合 発生した時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。 ・保育終了後に発生した場合 翌日は休園します。
津波警報・大津波警報発表に伴う避難指示発令	津波警報・大津波警報発表により避難指示発令があった場合、次の避難指示該当区に所在する保育園では、次のとおり対応します。 ・保育開始前に発令された場合 原則として休園します。(ただし、警報が解除された時点で安全に保育が行える状況であれば、保育を再開します。なお、再開時間が10時30分を超えた場合、給食の提供はできません。) ・保育開始後に発令された場合 直ちに所定の避難ビルまたは３階以上の安全な場所

	へ避難して安全を確保しますので、可能な限り速やかなお迎えをお願いします。 【避難指示該当区】 北区・都島区・福島区・此花区・中央区・西区 港区・大正区・浪速区・西淀川区・淀川区・旭区 城東区・鶴見区・住之江区・住吉区・西成区
JR 大阪環状線及び Osaka Metro 全線が運休（計画運休を含む）	・保育開始前に発表された場合 災害などを起因として運休となった場合や始発から計画運休が予定されている場合は、原則として休園します。 ・保育開始後に発表された場合 保育を継続します。ただし、計画運休が予定されている場合は、お迎えをお願いします。
建物等に甚大な被害が発生し、安全な保育ができない場合	・保育開始前に発生した場合 原則として休園します。 ・保育開始後に発生した場合 発生した時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。

23　当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送迎	当園への自動車での通園は原則認められません。

別表

1　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金　　額
主食費	3、4、5 歳児の主食提供に係る実費負担	月額　1,100 円
副食費	3、4、5 歳児の副食提供に係る実費負担	月額　4,800 円 ※ただし、所得状況などにより減免される場合があります。
被服費	帽子等個人持ちの物品に係る実費負担	入園時　1,000 円程度
写真代	写真購入に係る実費負担 （業者への支払い・利用者のみ）	1 枚　70 円～460 円程度 （サイズ等による料金幅）
おむつ サブスク代	おむつ・おしりふき使い放題に係る実費負担（業者への支払い・利用者のみ）	1 か月　2,200 円
修了 アルバム代	修了アルバムに係る実費負担 （購入者のみ）	1 冊　3,000 円程度

2　時間外保育に係る利用者負担

(1) 保育園の供用時間の範囲内で、「保育必要時間申請書」により決定された保育 必要時間を超えて、延長保育事業を利用される場合は、当該市町村が定める保 育料相当額の他に、当社が定める延長保育事業の利用料をご負担いただきます。

(2)延長保育事業を利用される場合は、「延長保育事業利用申請書」をご提出いただき、利用される時間数に応じて、利用料が決定されます。

＜標準時間認定の方＞

日額利用（定期利用）

300 円×その月の利用回数分を、別途登録いただいた口座より、翌月引き落としとなります。

※コドモンの打刻により、計算されます。

月額利用

2,900 円/月の定額を、別途登録いただいた口座より、翌月引き落としとなります。

・生活保護世帯、市民税非課税世帯（ひとり親世帯・在宅障がい児（者）世帯）は無料

・上記以外の市民税非課税世帯は 1,000 円/月の利用料

＜短時間認定の方＞

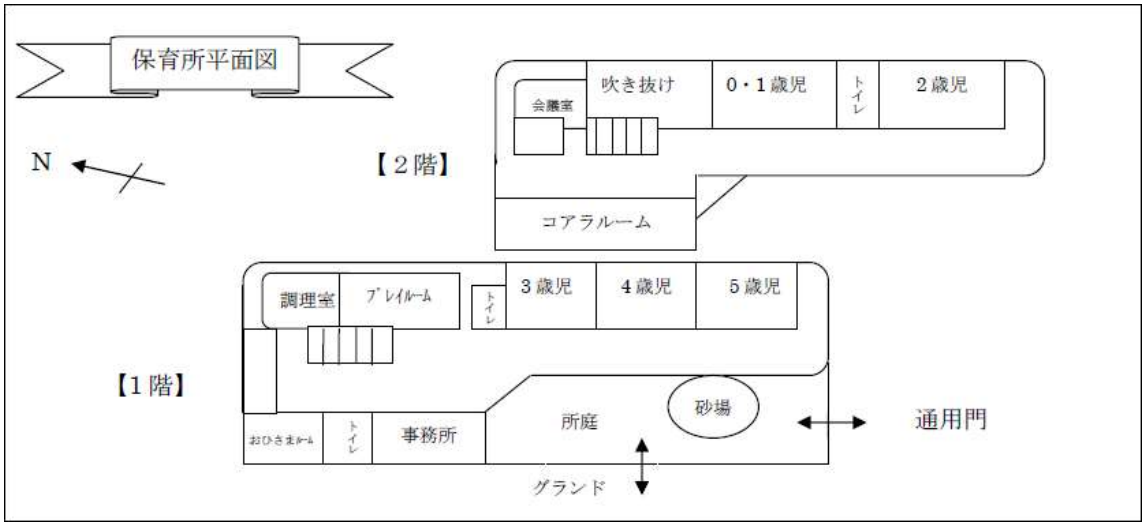
◆延長保育◆

やむを得ない突発的な理由の利用に限られますので、事前に申請するものではありません。そのため、月額利用は現在設定されていません。

・短時間延長保育利用料（短時間認定）

1 時間延長	300 円
2 時間延長	600 円
3 時間延長	700 円

【長橋第２保育園　平面図】


保育所平面図
N
【２階】
会議室
吹き抜け
０・１歳児
トイレ
２歳児
コアラルーム
【１階】
調理室
ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ
トイレ
３歳児
４歳児
５歳児
おひさまﾙｰﾑ
トイレ
事務所
所庭
砂場
通用門
グランド

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名　：長橋第２保育園
説明者職名：園長　川口　けい子

私は、本書面に基づいて長橋第２保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年　　月　　日

保護者住所：
児童氏名　：
保護者氏名（自署）：
児童から見た続柄：

個人情報使用の同意書

私は、特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

・小学校へ円滑な移行、接続が図れるように、修了に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。

・他の保育園等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

・緊急時において、病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

長橋第２保育園
園長　川口　けい子　様

年　　月　　日

保護者住所：
児童氏名　：
保護者氏名（自署）：
児童から見た続柄：